

議案第43号

ひたちなか市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年 3月 2日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「に規定する」を「の規定により条例で定める」に改め、同条第3号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に、「法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可」を「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認」に改め、同条第4号中「法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可」を「建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認」に改め、同条第5号中「（昭和25年法律第201号）」を削る。

第4条中「に基づき」を「により」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第3号及び第4号の規定は、この条例の施行の日以後になされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による開発行為の許可、同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可又は同法第43条第1項の規定による建築等の許可の申請（以下「許可の申請」という。）について適用し、同日前になされた許可の申請については、なお従前の例による。

ひたちなか市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第3条 法第34条第12号に規定する開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 専用住宅であつて、当該専用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日に現に存するもの又は当該線引きの日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族（過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。）が、当該専用住宅の敷地又は当該専用住宅の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であつて、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(4) 自己用住宅であつて、当該自己用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日に現に存するもの又は当該線引きの日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの改築又は増築をしようとする場合（当該改築又は増築が当該自己用住宅の敷地の拡張を伴う場合に限る。）において、当該改築又は増築を目的として行う開発行為であつて、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(5) 規則で定める集落内に存する区域であつて、当該集落が存する市街化調整区域に係る線引きの日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けた区域内において、専用住宅の建築を目的として行う開発行為であつて、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(6) 略</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)</p> <p>第4条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ハの規定に基づき条例で定める建築物等は、前条各号に規定する開発行為に係る建築物等の要件に該当する建築物等とする。</p>	<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第3条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 一戸建ての住宅であつて、当該一戸建ての住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日に現に存するもの又は当該線引きの日後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族（過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。）が、当該一戸建ての住宅の敷地又は当該一戸建ての住宅の敷地に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であつて、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(4) 自己用住宅であつて、当該自己用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日に現に存するもの又は当該線引きの日後に建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて建築されたものの改築又は増築をしようとする場合（当該改築又は増築が当該自己用住宅の敷地の拡張を伴う場合に限る。）において、当該改築又は増築を目的として行う開発行為であつて、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(5) 規則で定める集落内に存する区域であつて、当該集落が存する市街化調整区域に係る線引きの日前に建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けた区域内において、専用住宅の建築を目的として行う開発行為であつて、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(6) 略</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)</p> <p>第4条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物等は、前条各号に規定する開発行為に係る建築物等の要件に該当する建築物等とする。</p>	